

発議第3号

少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度
の負担割合引き上げに係る意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和4年6月23日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	荻村文規
賛成者	〃	大崎勇一
〃	〃	濱本紀洋
〃	〃	吉屋智晴
〃	〃	新田茂美
〃	〃	中島康二
〃	〃	林忠正

少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度
の負担割合引き上げに係る意見書（案）

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月23日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長 細田博之宛

参議院議長 山東昭子宛

内閣総理大臣 岸田文雄宛

財務大臣 鈴木俊一宛

総務大臣 金子恭之宛

文部科学大臣 末松信介宛